

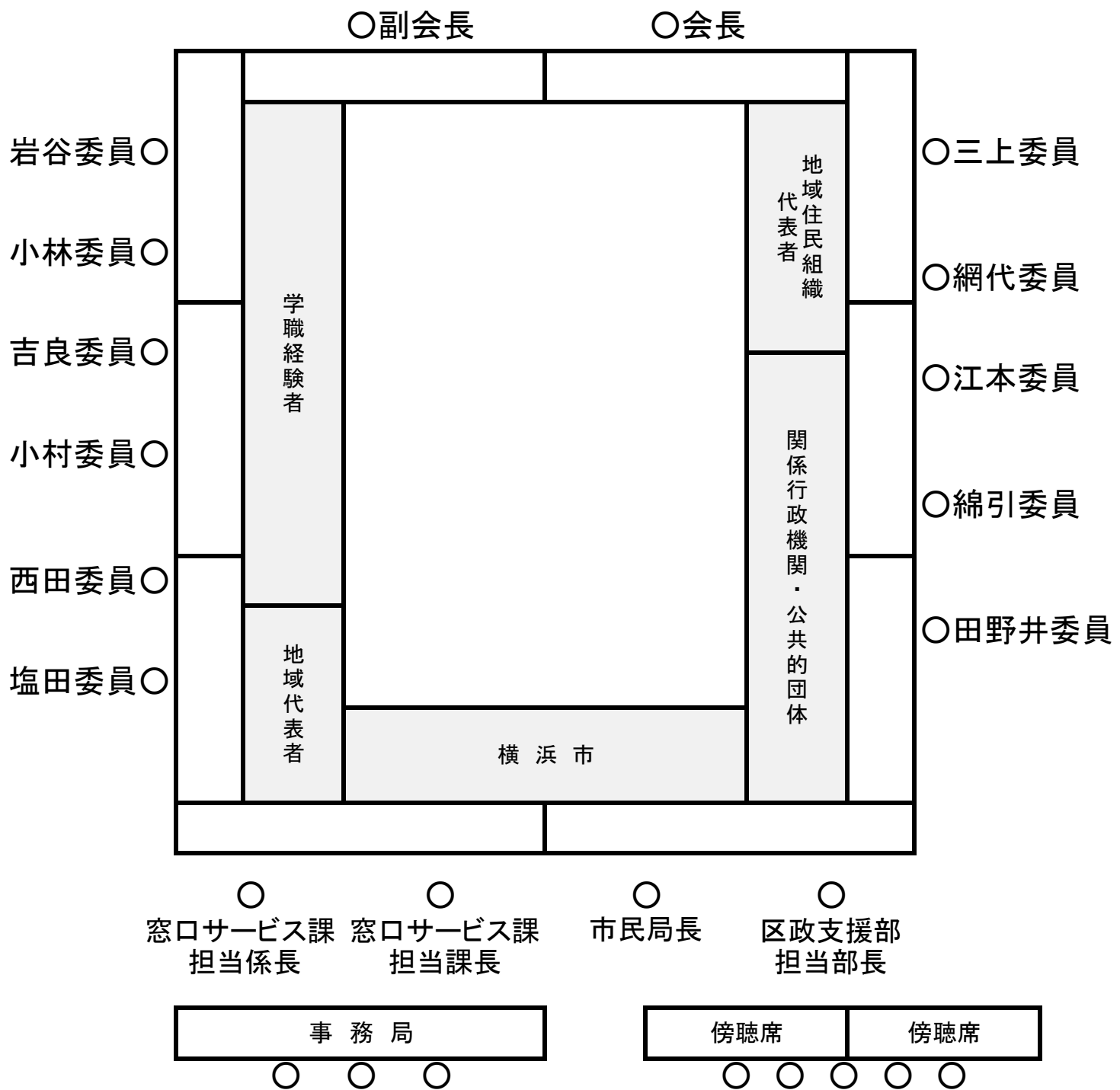
## 令和元年度 横浜市住居表示審議会

日時 令和2年1月21日（火）11時から  
場所 関内中央ビル 5階 特別会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 市民局長あいさつ
- 3 委員及び臨時委員の紹介
- 4 出席委員数の報告
- 5 議題
  - (1) 会長・副会長の選任
  - (2) 保土ヶ谷区西谷地区における住居表示の実施について
- 6 閉会

# 令和元年度横浜市住居表示審議会 座席表



# 横浜市住居表示整備事業

## 保土ヶ谷区西谷地区における 住居表示の実施について

### 資料 1 保土ヶ谷区西谷地区住居表示の概要

- 別紙 1 保土ヶ谷区西谷地区位置図及び住所の状況図
- 2 西谷町エリア住所変更検討案内チラシ
- 3-1 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う新町名アンケート
- 3-2 新町名アンケート結果について
- 4 保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会での検討経過
- 5-1 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示についての地元説明会の開催について
- 5-2 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に係る地元説明について

横浜市市民局窓口サービス課

## 保土ヶ谷区西谷地区住居表示の概要

### 1 保土ヶ谷区西谷町について

西谷町は、保土ヶ谷区の北側に位置し、相模鉄道の西谷駅があり、JR 東海道新幹線や国道 16 号が通っています。

西谷駅を中心に商店街や事業所があるなど、宅地化が進み、西谷町の約 80%が市街化区域となっています。

また、令和元年度に「相鉄・JR 直通線」が供用開始され、令和 4 年度には「相鉄・東急直通線」の供用開始が予定されています。

#### (1) 西谷地区位置図

別紙 1 (図 1) 参照

#### (2) 面積

0.620 km<sup>2</sup>

#### (3) 住民登録者数

6,999 人 (3,645 世帯) (令和元年 12 月末時点)

### 2 選定理由

平成 29 年 11 月、西谷町内の連合町会、各町会及び西谷商栄会から、保土ヶ谷区長及び市民局長宛てに、住居表示実施の要望書が提出されました。

要望書が提出されたことに伴い、住所の状況等を調査した結果、西谷町は、昭和 35 年 4 月 1 日に新設されて以降、地番の整理はされておらず、同番、飛番及び欠番が多い等、住所の連続性が失われてしまっていることを確認しました(別紙 1 (図 2) のとおり)。

このような状況では、宅配物の誤配の可能性や緊急車両の到着が遅れる恐れがある等、住民生活に不便が生じているものと思われることから、住居表示実施の必要性が高い地域であると判断し、令和 2 年度実施予定地区として選定しました。

### 3 住居表示検討委員会の設置について

住居表示実施により新設する町の境界や名称の案について、地域の声を反映させるため、平成 30 年 6 月に、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会が設置されました。

検討委員会は、要望書を提出した西谷町内の連合町会、各町会及び西谷商栄会のほか、西谷町に接する川島第六町内会、川島東部連合町内会の代表者や、地域の関係機関(日本郵便株式会社保土ヶ谷郵便局長、横浜地方法務局神奈川出張所長、神奈川県警察保土ヶ谷警察署長)の皆様で構成されています。

## 4 検討経過について

平成30年6月以降、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会を計8回開催し、新町名や新町区域について検討を重ねてきました。また、検討を開始するにあたり、検討開始の周知を行うため、平成30年8月に、お住まいの方に対して、住居表示検討開始チラシ（別紙2）を配付しました。

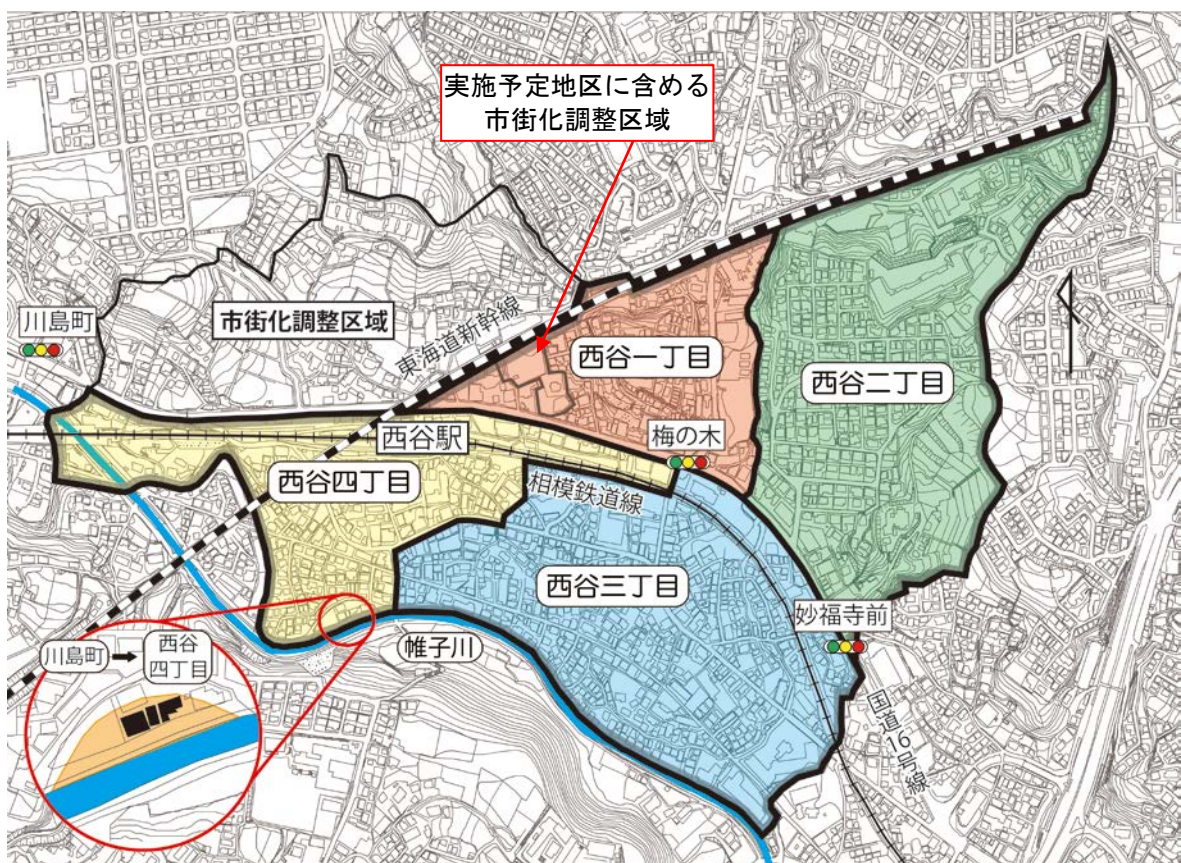
その後、平成31年4月に開催した第7回検討委員会にて新町名・新町区域案を決定しました。

### (1) 新町区域案について

横浜市住居表示整備要綱（関連法令7）の第3 住居表示整備実施基準に基づき恒久的でわかりやすい道路等を町界とする4つの町（西谷一丁目～西谷四丁目）としました。

なお、地域の皆様との調整の結果、保土ヶ谷区川島町の一部及び西谷町内の市街化調整区域の一部について、実施予定地区に含めることとなりました。

### ア 実施区域図



イ 対象面積及び世帯概数

面積 0.501 km<sup>2</sup> 世帯概数 4,500 世帯（法人・事業所等を含む）

新町名案	面積	世帯概数※
西谷一丁目	0.077 km <sup>2</sup>	500 世帯
西谷二丁目	0.163 km <sup>2</sup>	1,600 世帯
西谷三丁目	0.154 km <sup>2</sup>	1,500 世帯
西谷四丁目	0.107 km <sup>2</sup>	900 世帯
計	0.501 km <sup>2</sup>	4,500 世帯

※法人・事業所数を含んだもの

(2) 新町名案について

新町名を検討するに当たり、地域の皆様の御意見を参考とするため、平成 31 年 1 月～2 月に新町名アンケートを実施しました（別紙 3-1）。アンケートの結果（別紙 3-2）を参考に、

- ①簡明な名称でわかりやすい
- ②旧町名が西谷町であることの類推が容易である

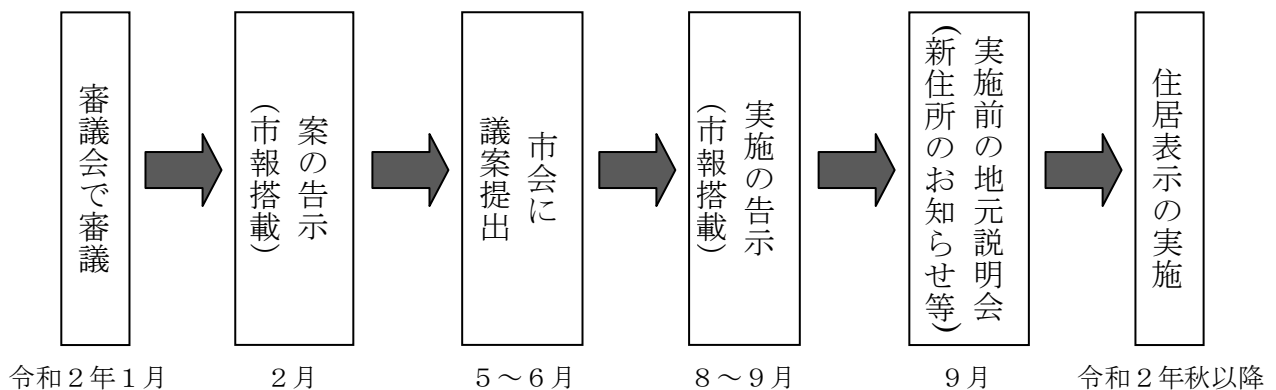
という理由から、「西谷〇丁目」としました。

また、「丁目」の順番については、西谷駅を中心に一丁目から四丁目までを配置し、時計回りに一筆書きで町をたどれるようにしました。

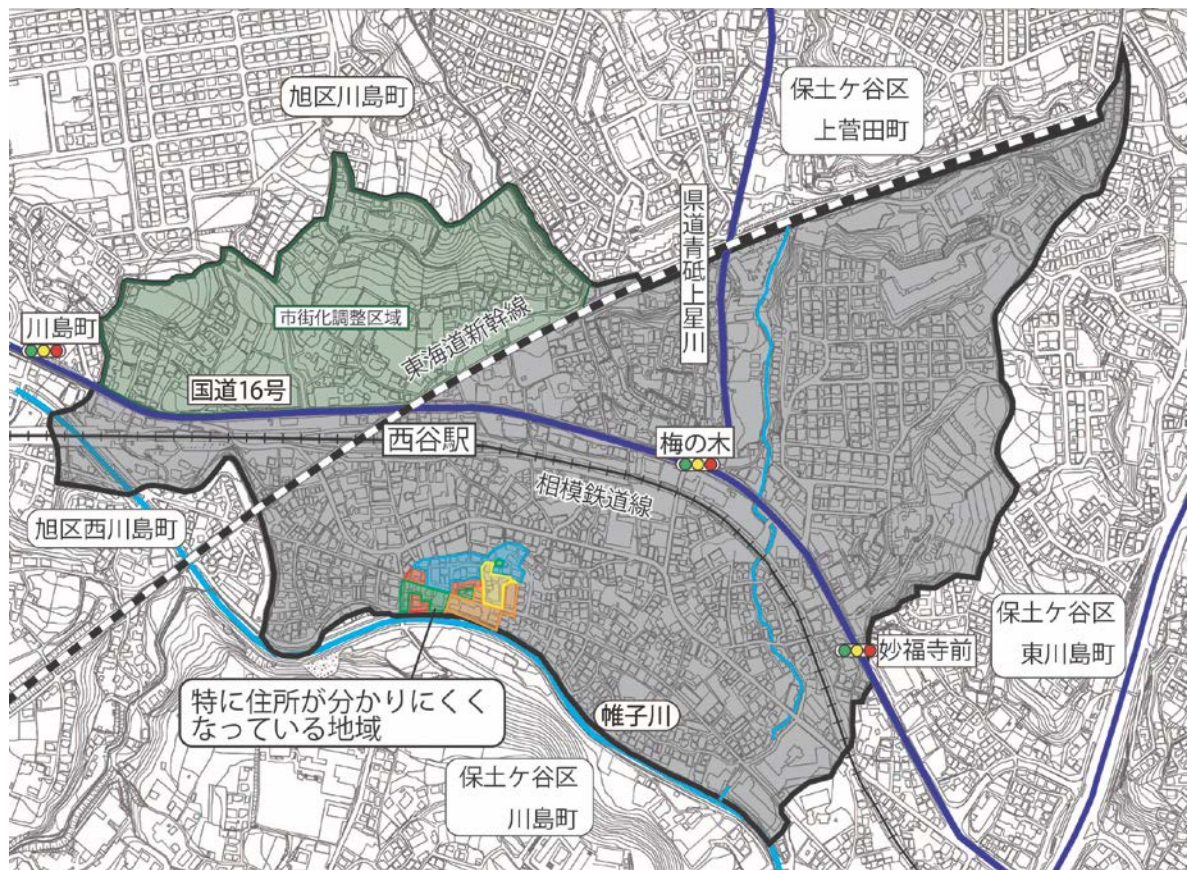
(3) これまでの検討経過について

別紙 4 参照

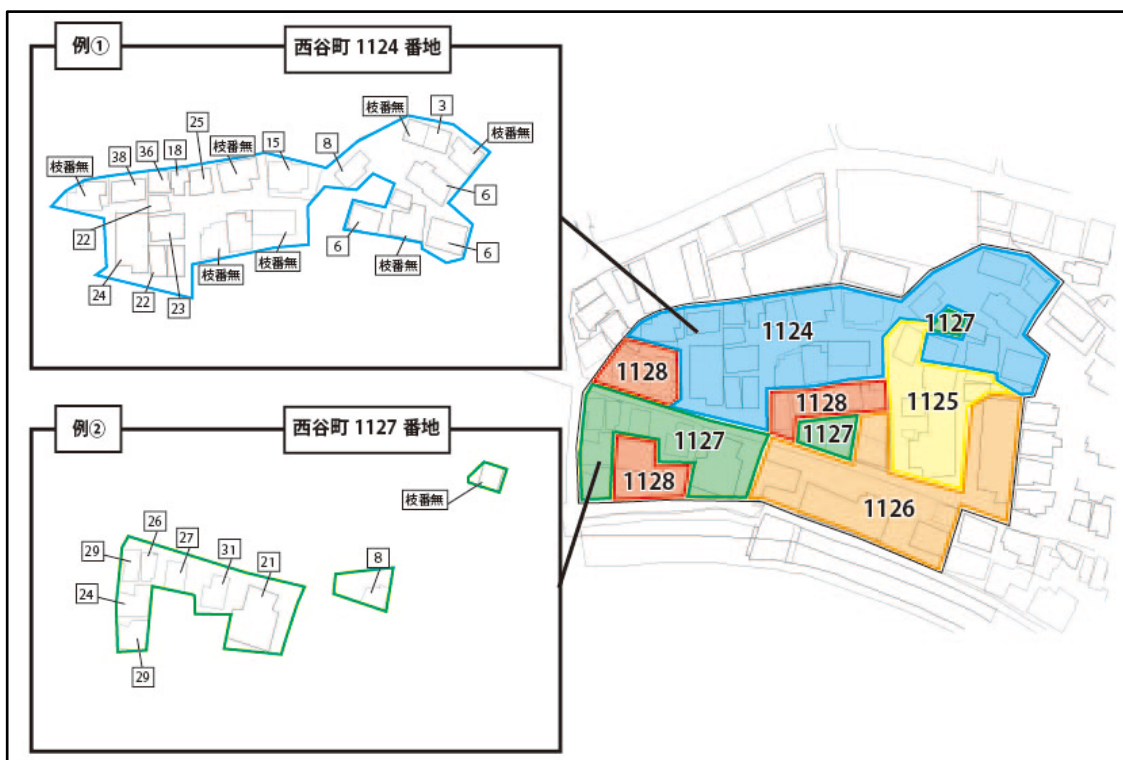
## 5 実施までの流れ（予定）



保土ケ谷区西谷地区 位置図 (図 1)



保土ケ谷区西谷地区 住所の状況図 (図 2)



- ・ 同じ親番が飛んで存在している (1127 番地、1128 番地)
- ・ 同じ住所を使用している建物が複数存在している (例①)
- ・ 建物の並びの中で住所に連続性がない (例①、例②)

# 西谷町エリアで 住所変更の検討を開始しました

保土ヶ谷区西谷町には「同地番の住所が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所の連続性がない地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所を分かりやすくする「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

## ●「住居表示」とは？

住所の分かりにくさを解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物 1 軒 1 軒に番号を付け、住所として表示する」という、市街地で行っている事業です。また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

### ●いつ住所が変わるの？

最短で平成 32 年秋頃の見込みです。ただし、検討状況により、遅くなる場合や、住居表示を実施しない場合もあります。

### ●どこが住所が変わるの？

原則として、市街化調整区域以外の西谷町で住居表示を検討しています。

### ●住居表示のメリットは？

住所の特定が容易になり、緊急車両や配達物が速やかに到着することが期待できます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、住所が変わることはありません。

### ●どのように住所が変わるの？

〈現在の住所（地番を使用）〉

保土ヶ谷区西谷町●●●番地●●

〈住居表示を実施した場合の住所〉

**（例）保土ヶ谷区西谷●丁目●●番●号**

※住所（町名）については、今後、検討委員会で検討していきます。

### ●住所変更手続は必要になるの？

住民票等の区役所が所管している公簿類や東京電力や東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き換わります。郵便も 1 年間は旧住所でも届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行等、ご自身で住所変更をしていただく必要がある手続きがあります。

### ●誰が検討しているのか？

新しい町の町境や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「西谷地区住居表示検討委員会」が平成 30 年 6 月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか町内会の回覧やチラシの配布等により、お知らせしていきます。

## ●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当（西谷地区住居表示検討委員会事務局）

T E L : 045-671-2320 F A X : 045-664-5295

Eメール : sh-juukyo@city.yokohama.jp

横浜市 住居表示

検索

※このチラシは西谷町（市街化調整区域以外）に配付しています。



保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う

# 新町名アンケート

(回答締切：平成 31 年 2 月 15 日 (金) 必着)



カルガモ・カールズ  
(保土ヶ谷区のマスコット)

保土ヶ谷区西谷地区では「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」などの住所の分かりにくさを解消するため、建物ごとに住所を設定する「住居表示」の実施について、検討を進めています。

住居表示を実施すると町名が新しくなります。そこで、新しい町名について、地域にお住まいの皆様のご意見を伺いたいと考えていますので、アンケートのご協力をお願いいたします。

回答いただいたご意見を参考に検討委員会で新しい町名を検討していきます。

## 【検討委員会案】「西谷〇丁目」とする



検討委員会では、由緒ある「西谷」を新町名に用いることが望ましいという意見にまとまりました。

※横浜市では、住居表示が実施された町は原則「町」の表記を使っていません。そのため、検討委員会案は新町名を「西谷町〇丁目」ではなく、「西谷〇丁目」としました。

## 【回答方法】郵便はがき(切手不要)

下部の郵便はがきを点線で切り取り、回答を記入し、郵便ポストに投函してください。(切手不要)  
※回答は1世帯あたり1回です。

## 住居表示実施に伴う新町名アンケート 回答

次のいずれかに〇をつけてください。

回答締切：平成 31 年 2 月 15 日 (金) 必着

- 1 検討委員会案がよい (「西谷〇丁目」とする案 )
- 2 その他町名案がよい ( 町名案： \_\_\_\_\_ )

住居表示についてご意見があれば、自由に記入してください

ご意見等は、電子メールでも受け付けています。

ただし新町名案については、必ず左の郵便はがきで回答を、お願いします。

※電子メールでの町名回答は無効とします。

※お寄せいただいたご意見等については、住居表示検討委員会に報告させていただきます。

横浜市 住居表示 検索

裏面あり

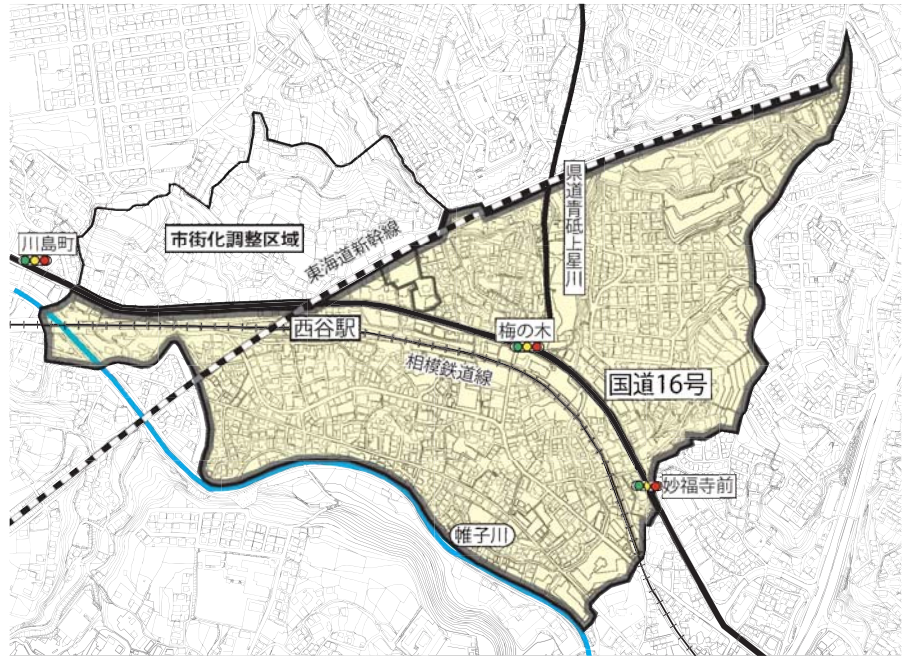
# 【西谷地区 検討区域図】

## ●住居表示検討区域

(アンケート配付範囲)

### 右図の黄色で ぬられた範囲

※市街化調整区域は、  
「西谷町」のまま  
変更はありません。



## ●住居表示の概要

### ・メリット

住所の特定が容易になり、  
緊急車両や配達物が速やかに  
到着することが期待できます。

### ・住所の変わり方 (例)

<現在の住所 (地番を使用)>

保土ヶ谷区西谷町1 2 3 番地4 5

<住居表示を実施した場合の住所>

保土ヶ谷区〇〇一丁目2 番3 号

※本籍地・不動産の表示も変わります

### ・住居表示の実施時期

2020 年秋以降を予定

## ●新町名を考えるにあたって

「横浜市住居表示整備要綱」では、  
新町名について

- ・歴史上由緒あるもの
- ・親しみ深いもの
- ・語調の良いもの
- ・全市を通じて同一町名、類似町名は避けると規定されています。

## ●町の成立ち

古くは都筑郡上星川村、川島村といい、明治22年の市町村施行の際に合併して西谷村となる。昭和2年の横浜市編入の際、上星川町、川島町となる。

その後、昭和35年の町界町名地番整理事業の施行に伴い、上星川町、川島町の各一部から新設された。

## ●検討経過等

住居表示の検討経過や  
今後のスケジュールについて  
は、インターネットで順次公開  
しています。

横浜市 住居表示

検索

## 【ご意見・お問合せ】

横浜市市民局窓口サービス課  
住居表示担当  
(保土ヶ谷区西谷地区住居表示  
検討委員会事務局)

TEL : 045-671-2320

FAX : 045-664-5295

Eメール :

sh-juukyo@city.yokohama.jp

(切手を貼らず  
このままお出し  
ください)

4583

横浜港局  
承認

料金受取人払郵便

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

市民局窓口サービス課

住居表示担当 行

2 3 1 8 7 9 0

郵便はがき

017

## 新町名アンケート結果について

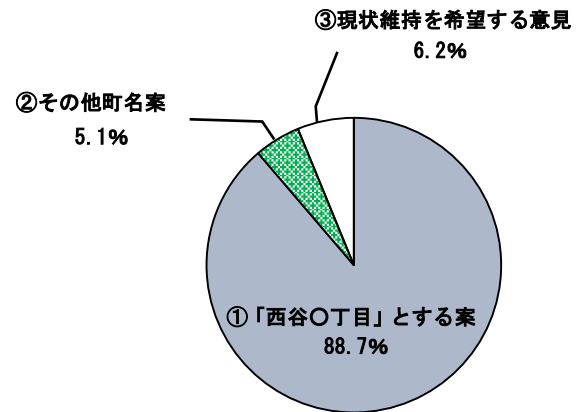
## 1 アンケート実施結果

## (1) 回答数まとめ

配付数	3,317
全回答数	613
回答率	18.5%

## (2) 案別回答数

		回答数
①	「西谷〇丁目」とする案	544
②	その他町名案	31
③	現状維持を希望する意見	38



## (3) その他新町名の内訳

町名案	票数	町名案	票数
西谷町	10	西谷中央通り	1
梅の木	5	西谷美園 (にしやみその)	1
梅ノ木	2	西谷駅前	1
西谷南北	4	西谷〇〇町	2
西谷本町	1	新西谷	2
横浜中央	2	西谷ゲートウェイ	1
西谷梅の木	1	にしや	1
		その他	3

※その他町名回答欄に複数の町名案を記載してあった場合は、各1票としてカウントしています。

※横浜市住居表示整備要綱の規定に沿った案以外の町名案は、その他としてまとめています。

## 2 寄せられた御意見について(自由記入欄に記載された御意見)

御意見数：102件

## 【内訳】

- ・新町名や町区域の設定に関する御意見 : 54件
- ・現状維持を希望する御意見 : 38件
- ・手続きに関する御意見 : 10件

## 保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会での検討経過

実施月	内容
平成30年6月	<b>第1回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示検討委員会での検討・確認事項について</li> <li>・住居表示検討スケジュール案について</li> <li>・検討開始チラシの内容等について①</li> </ul>
7月	<b>第2回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区西川島町の一部地域と保土ヶ谷区西谷町の町境に関する意見交換会の結果について（報告）</li> <li>・検討開始チラシの内容等について②</li> <li>・新町区域案の検討について①</li> </ul>
8月	<b>保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討開始に係るチラシの配付</b> （市街化調整区域を除いた地域に配付） <b>【参考：別紙2 西谷町エリア住所変更検討案内チラシ】</b>
9月	<b>第3回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川島第六町内会加入者向けの住居表示に係る地元説明会の結果について（報告）</li> <li>・新町区域案の検討について②</li> <li>・検討開始チラシの配付状況について</li> </ul>
10月	<b>第4回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西谷町にお住まいの方からの意見について</li> <li>・周辺地域への確認状況について</li> <li>・新町名案の検討について①</li> <li>・新町区域及び「丁目」の順番の検討について①</li> </ul>
11月	<b>第5回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町名案の検討について②</li> <li>・町名アンケートの内容について①</li> </ul>
平成31年1月～ 平成31年2月	<b>新町名に関するアンケートの実施</b> （市街化調整区域を除いた区域に配付） <b>【参考：別紙3－1 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う新町名アンケート 別紙3－2 住居表示実施に伴うアンケート結果について】</b>
3月	<b>第6回住居表示検討委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町名案の検討について③</li> <li>・案の地元説明会について①</li> </ul>

4月	<p><b>第7回住居表示検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新町区域及び「丁目」の順番の検討について②</li> <li>・アンケート結果の回覧及び掲示について</li> <li>・案の地元説明会について②（チラシの検討）</li> <li>・住居表示審議会臨時委員について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
9月	<p><b>住居表示概要資料及び説明会開催案内チラシ配付</b> （実施予定地区内を対象）</p> <p>【参考：別紙5－1 保土ヶ谷区西谷地区住居表示に係る説明会の開催について】</p>
11月～12月	<p><b>案の地元説明会</b> （計4回開催）</p> <p>【参考：別紙5－2 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に係る地元説明会について】</p>
12月	<p><b>第8回住居表示検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査について（令和2年1月～3月）</li> <li>・案の地元説明会の開催状況について</li> </ul>

# 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について 地元説明会を開催します

横浜市では、住宅が集中し、土地の分筆や合筆により、住所の連続性が失われてしまっている地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、住所のわかりにくさを解消するための「住居表示整備事業」を行っております。

保土ヶ谷区西谷地区では、平成 29 年 11 月に、西谷連合町会、西谷町内の各町会及び西谷商栄会から住居表示実施に関する御要望をいただきました。平成 30 年 6 月に西谷地区住居表示検討委員会が設立され、検討を進めてまいりました。このたび西谷地区住居表示検討委員会においてまとまりました新町の設定区域及び新町名案や住居表示に伴う必要な手続きなどについて次のとおり説明会を開催いたします。

なお、**住居表示の実施時期については、令和2年秋頃**を予定しています。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- 内容
- (1) 住居表示制度について
  - (2) 新町区域・新町名案について
  - (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

※本説明会では、主に(1)(2)についてお話しします。住所等の変更手続の詳細については、来年に実施予定です。

## 1 説明の対象範囲

保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施予定範囲のとおり（このチラシが届いた方が、説明の対象となります。）

## 2 日時・会場（各回の内容は同じです）

開催日時	開催場所	定員
令和元年 11 月 29 日（金）19 時から	西谷地区センター 体育室	200 名
令和元年 11 月 30 日（土）10 時から		
令和元年 12 月 4 日（水）19 時から	西谷地区センター 小中会議室	50 名
令和元年 12 月 8 日（日）14 時から		

※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※ 会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。（駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。）

【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295  
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

## 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について

### 1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている地域に、建物ごとに、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」を用いて住所を表すことで、住所を分かりやすくするものです。

皆様がお住まいの地区は、**令和2年秋以降**に住居表示を実施する予定で準備を進めています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷町 742番地**

実施後：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷〇丁目** **〇番** **〇号**  
新町名 街区番号 住居番号

### 2 新町名案について

平成31年1月頃に実施したアンケート結果を参考に、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「**西谷〇丁目**」を新町名案としました。

新町名案選定理由：簡明な名称で分かりやすく、旧町名が西谷町であることの類推が容易である。

#### ●アンケート概要

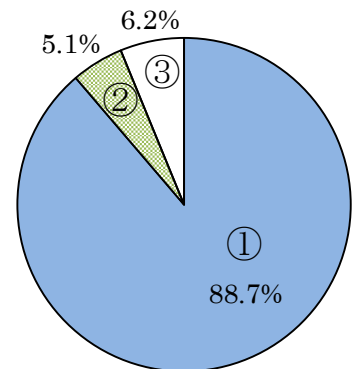
実施期間：平成31年1月15日（火）～平成31年2月15日（金）

回答率：18.5%（配付数3,317枚、回収数613枚）

アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

《アンケート結果》

		回答数
①	「西谷〇丁目」とする案	544
②	その他町名案	31
③	現状維持を希望する意見	38



### 3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「住居表示変更通知書」でお知らせします。

### 4 皆様の住所の変更手続きについて

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定等により皆様に手続きをお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

### 5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後一年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施に伴う、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。  
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

## 住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

### 1 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、御自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「住居表示変更通知書」（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、通知書が不足した場合などは、実施日以降に保土ヶ谷区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産登記簿 登記簿の「所有者の住所」欄の変更手続きが必要になりますので、法務局で変更登記をしてください。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する法務局で変更登記をしてください。
3	運転免許証ほか各種免許・許可証
4	自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証
5	金融機関、保険会社、携帯電話会社などの各種取引や契約があり、住所変更が必要なもの
6	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要）
7	マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書
8	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方
9	会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続
10	横浜市立でない小学校、中学校、保育園及び幼稚園に通っている方の学校への届出

### 2 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、御自身での手続は不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、保土ヶ谷区役所保険年金課までお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出
5	電子証明書（公的個人認証サービス）
6	パスポート（住所欄をご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方
8	125cc以下の二輪車

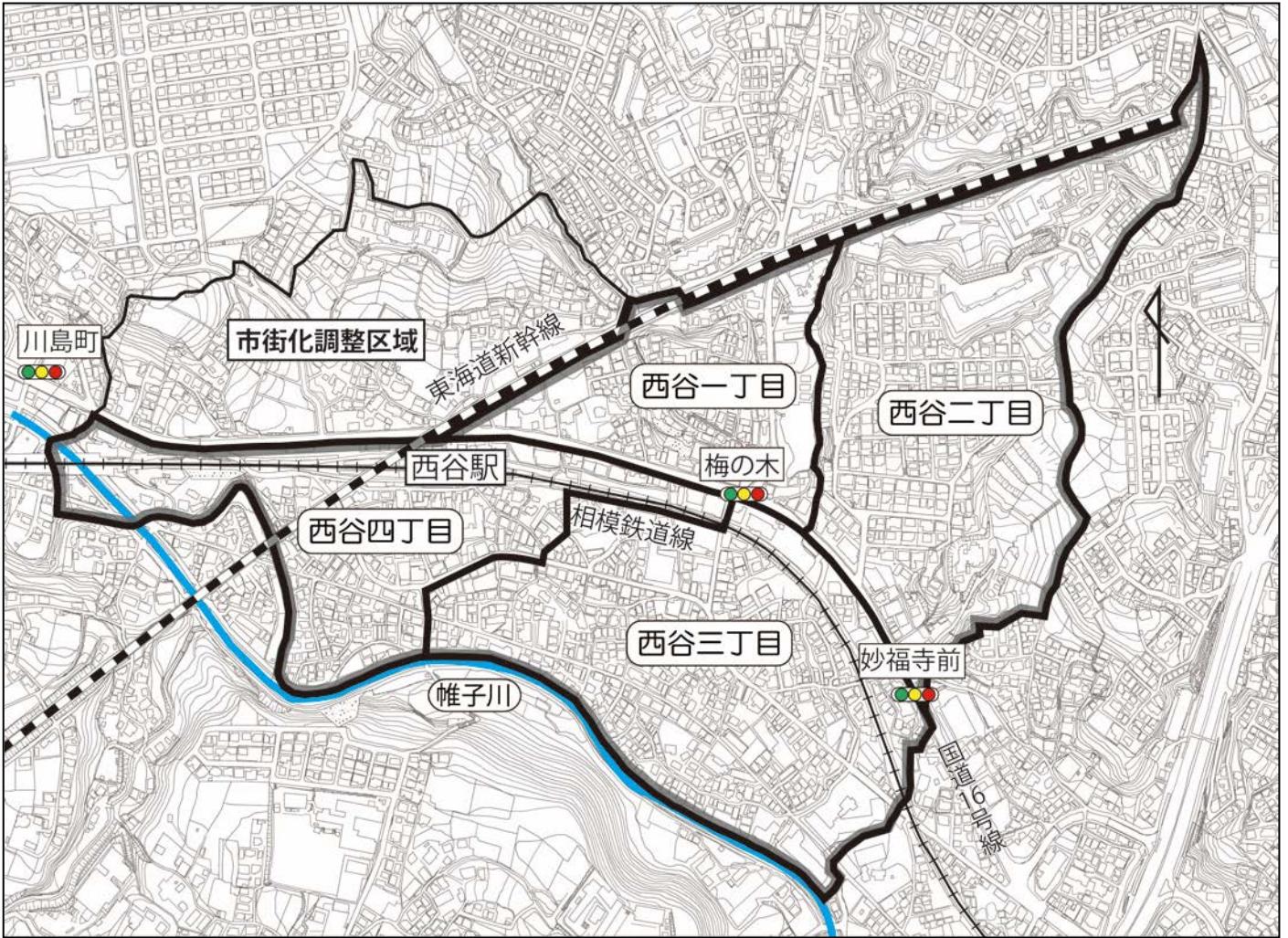
### 3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる、送料無料のはがきをお配りする予定です。

住所等の変更手続きについては、住居表示実施の約1か月前に、各世帯へお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

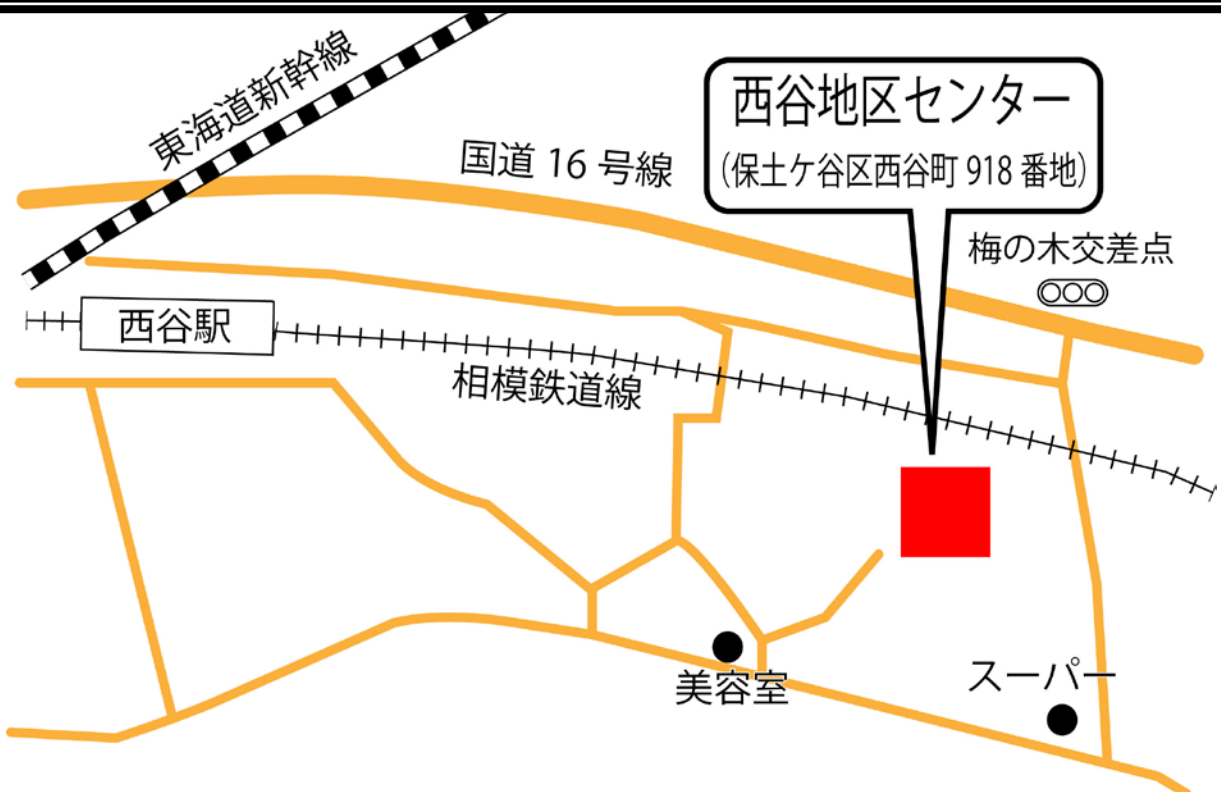


# 保土ヶ谷区西谷地区 新町区域案



※市街化調整区域は、「西谷町」のまま変更はありません（一部を除く）

## 会場案内図



## 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に係る地元説明会について

### 1 対象者

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施予定範囲の住民（法人、事業所等を含む） 約 3,500 世帯

### 2 説明会概要

#### (1) 説明会開催に係る資料の配付

令和元年 10 月 15 日に、地元説明会開催に関する案内及び住居表示の概要に関する資料を配付しました。

#### (2) 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に関する地元説明会について

令和元年 11 月～12 月に計 4 回、説明会を開催し、新町名・新町区域案等について説明を行いました。

#### ア 開催日時等

開催日時	開催場所	来場者数
令和元年 11 月 29 日（金） 19 時 00 分～	西谷地区センター	55 名
令和元年 11 月 30 日（土） 10 時 00 分～	体育室	58 名
令和元年 12 月 4 日（水） 19 時 00 分～	西谷地区センター	28 名
令和元年 12 月 8 日（日） 14 時 00 分～	小・中会議室	32 名
計		173 名

#### イ 説明事項

##### (ア) 住居表示制度について

- ・住所の表示方法の違い
- ・住所の付け方

##### (イ) 新町名・新町区域案について

- ・新町名案を決定した経緯
- ・新町区域案を決定した経緯

##### (ウ) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

- ・住所等の変更手続が必要なもの、不要なもの